

水戸市民会館訴訟判決に対する声明

- 1 本日、水戸地方裁判所民事第2部(広澤諭裁判長)は、水戸市民会館建設費用差止訴訟等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、不当にも以下述べるように原告らの主張を退けた。
- 2 原告らは、新市民会館建設事業が、地方自治法等の定める最少経費最大効果原則に違反し、市長には裁量権の逸脱または濫用があると主張立証してきた。特に、市有地でなく民有地を使用し、中心市街地、それも5つの候補地の中で最も多額の経費を要することが明白な泉町一丁目北地区を選択した立地判断の違法性は顕著であると主張してきた。
これに対し本件判決は、①基礎とされた重要な事実を誤認があること等により判断が事実の基礎を全く欠くこととなる場合や、②判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかである場合などに、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法になるとしたうえで、市長の判断はいずれの要件にも該当せず、裁量権の行使に違法性はないと判断した。
- 3 こうした本件判決の判断は、原告らの主張をまともに受け止めようとしないうちで、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとして、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 4 本日の判決は司法の役割を放棄した不当な内容であって、到底容認できるものではない。原告らは、本件事業の違法性とこれを推進した高橋市長の責任を明らかにするため引き続き闘い続けることを表明する。

2023年6月15日

水戸市民会館建設費用差止訴訟等請求住民訴訟原告団
水戸市民会館建設費用差止訴訟等請求住民訴訟弁護団